



游泳小學

全

和装本

710

225



紀元一千八百五十四年
鹿特提游泳練體校監長兼教師梅發多著述

游泳小學

明治四年辛未孟春刻

陸軍兵學寮



和
509

門津10
號225
卷

游泳小學自序

明治三年八月



鹿特提練體游泳校の社長許多の勞苦を重ねて
得た關とて後遂に一良地を得て方今游泳浴水
校と經營せらるゝ至れり
予ハ又之が為ふ此書と鑲刻して社中并よ市人
に頒つゝの僥倖と得たり○是實よ多年の勤學經
験よ基きたる確證に致す所と云ふべし
此故よ予が之とて以て世に裨益あらしむが爲
に汲々たるハ世人に絶へて怪まらざるべ



し況や此著述ある者世に乏きに於てとや○今
我が市中に於て嘗に游泳し得ざる者の多きを
全く水に入り得ざる者此の如く夥多なる人
皆驚愕する所にして其然らざる所ハ世間此
書に乏きと此の如く愉快して益ある游泳術と
修業すべき機会と曾て得せしめざるとの二件
あり

我が国内各個の市中殆皆游泳を教導すべき場
と設け備へたりと雖も唯領内第二の都府と稱
すべき繁榮の鹿特提に於てのみ此設をなし然る

游泳の修業は少年の身體を壯健ふし力を發
せしむるの鴻益ありと此設おき地を憐むべき
不幸を罹りて生命を失ふ者許多なることを察せ
る時今ふ至まで此舉を奮發する者をナリし
ハ實に怪むべき事件と云ふべし

我が國ハ地形啻外ハ海を以て圍繞し内ハ大
水と抱擁するの多きを往く所として河と帯
び渠と通ぜざるの地なきを目撃し國民の生業
大抵水上に在ると目撃する時各個の市中村
落に於て狭小の地と雖も游泳教導の設をなす

且、政府之と自任せむして游泳校を設け教導
と適宜ならしむべし要件と怠らざるの事益々怪む
べきを知らしむべし

其今に至るまで之と怠れざるの妨碍の然らしむ
る所を知らしむべしと雖も既し致知格物此為し公私
の學校を設けて游泳教導の身體以養育し安全
ならしめ或の成長せしむるが為し併せ設くべ
ざるの至要なるを察せざるの遺漏し非ざるや
各個村學の教師許多の^{恐るに及む}至要事件
に達す共更し游泳に熟する者と要すべく且

餘閑を以て此術を教導せよと要すべしと決定
し得ざるの何の故をや○一度之を決定せし時
の恐怖の為し水際と近接し得ざる千百人の生
徒忽然然として此の如く恐るべし水中に游泳
し且之より由て畜し壯健を増し不幸と減せし
益あるのみならざれば又必盛に航海と嗜むの意を
發せしむべし

是等の事件を併せ察する時へ予が切し鹿特提
練體游泳校の會社方今遂し其志を果せる功と
稱し且其之が為し苦と積み勞と重ねたる惠と

謝するの意と知るべし。希くハ會社予ガ情實
ヲ吐露して謝するの意と受くる度と。鎮臺之
ガ為ニ十分の地面と賜ふの恩も亦予ガ謝する
所堪へざる所なり
市民を教化せらるに意りる者ハ予と與ニ日と期
して善良なる浴水游泳場の落成すると俟つべ
し。予ハ又賤民貧者の為ニ更に此の如き一場
と設けむ事と希望して既ニ其様式と獻呈せり
此新校ハ莫大の費用と以て興すべきが故ニ落
成の後入校の生徒群聚と極めむ莫予ガ懇願ニ

堪へざる所なり
又希くハ誤會せらる者舊染の誤迷と洗ひ且游泳
と嗜む者として容易ニ教導と得せしむると務
めむ事也
此書後來游泳を關くの少補となるに至らば即
予ガ著述の意として空しからしめざるの賜と
云ふべし

游泳小學目錄

第一門

入水の恐怖、其後害等

第二門

游泳の装置

第三門

地上に設けたる懸帶中より手足を正しく運動
せしむる法

第四門

水中にて同様な運動せしむる法

第五門

枕皮と具して游泳せしむる法

第六門

謹戒

第七門

背游

第八門

歩游

第九門

静浮

第十門

潜泳

第十一門

飛投

第十二門

急流河中の游泳

第十三門

救溺

第十四門

附考及び勸戒

游泳小學目錄終

游泳小學

陸軍兵學少教授市川兼泰譯述

第一門 入水の恐怖、其後害等

凡そ危難と免ふ、一ハ勇氣と養ハ精神を奮ふ
 と必須無雙の要件と也夫れ水の素より恐るべ
 きの甚しき者なり故に巧に游泳し得るが為に
 常ニ此二件と要す其筆紙の盡すべき所ニ
 非也○古來游泳の術と得ざる者唯其勇氣と養
 ハ精神と奮ふのみ小由て溺死此難と免むた
 者枚擧むべからず

是と以て游泳をるふハ此二件と最要の主旨と
す○然れ共人皆游泳するガ為ニ須要なる勇氣
を備ふるニ非ズ甲ハ恐怖の色なくして水中ニ
投飛すも共乙を岸上ニ立ちて躊躇すべし○此
の如く游泳をるガ為ニ不足せる勇氣を補ひ發
せしむるハ即ち游泳校の目的なり○此校にては
確定の規則ニ従ひ徐々ニ教導して此の如く必
要なる勇氣を養ひ精神を奮ふ莫ニ慣れしめ漸
次ニ此二件を發育し且適用せしむるを得せしむ
るハ至る○游泳の術ハ乘馬の術と同じ少年始

て猛烈の馬ニ向ふて教導せし者おき時ハ恐怖
窮乏し之ニ罰を加ふるに非れハ近接し得ざる
べし○然れ共既ニ體度を正しくし且馬を制御す
るの法を學び得る時ハ嚮るハ甚恐怖せし者今
ハ泰然として之ニ乗り且無韁馬の猛力と容易
ニ制をべし
勇氣を養ひ精神を奮ふ事を得ざる者ハ決して
游泳ニ熟する事能はざり○確定の規則ニ従ふて
游泳術を學び得たる莫ハ水に臨みて毫も恐怖
せざるを以て證をべし○獨學にて游泳術を得

たろ者危難に遇ふ時の游泳技にて學びたる者の
の保育せらるが如く勇氣を發せり其甚稀なるの
實に怪むべきの一事なり。獨學にて游泳を得
たる者水中にて危難に遇ふ時の多分の溺死す
此故に既に游泳に熟せる者と雖も確定の規則
に従ふて之を學ぶざる者の更に游泳技に入る
と要す。此技の游泳者として勇と力とを發
せしめ且、游泳の外に之を密屬せる他術とも亦
教導するが為の準備とせり。
世人の説く游泳術の唯一法のとす。游泳と

知る者の其一法の之をなすと能く知ふとする者
多し。然るに其説の非なるは多辯を費さざし
て明證をべし。背游の外に腹游の數法あり。○
故に游泳にハ夥多の法をいと云ふも穩當なら
すとせば。水中に在りてハ常に必手と遊をし
ひるを得ず。時に由てハ全く其意に任せざる其
ありべし。○又唯水の為此みよて危難に遇ふ事
あり。○今一例を擧げて之を明證をべし。
游泳をふ時ハ水草手足を纏ひ易くして屢之が
為に困苦をば受あり。○然る時に其害を免ふ。

ケ為し極めて沈著して水草と接死さり且無益
し疲勞せざる夏は特に注意すべし○水上ふ在
るが為し過多の勞動を要する時ハ大氣を強く
吸入して徐々し呼出し其間ハ水草と避け免る
べし○既し此の如くして其難を免むたりと雖
も更し又同様の困苦に罹るも實ふ測り難き夏
件小して頻し此難し重ね遭ふ時ハ唯尋常の游
泳法のみを學びたる游泳者ハ其身體強壯なり
と雖も遂しは之が為し命を失ふに至るべし○
然れ共游泳校に入して其他ハ游泳法を習熟せ

る者ハ時し應し適宜し游泳して諸般の危難を
免るべし○上し記せるが如し危難し遭ふ時は
水上し伏して體を伸ばし兩股并し兩脚を集り
て動かしめ静し身體を水上し浮せしめ唯兩
肘のみを以て游泳せしを要し○然も共水面狹
隘なり等の緣故に由て此の如くすると得ざる
夏あり○然る時ハ犬游或ハ脇游等の如き他の
游泳法を供用すると要し
上し記せるハ游泳中屢生すべき事件しして諸
種の游泳法を習熟する乃肝要なり夏と知らべ

しの既に游泳術に稍達する時へ水中に在りて
勇氣を養ひ精神を奮ひ且固有の力と練磨の功
とを現在せしむるが爲に習慣せると以て時宜
に應じて游泳法を速に改め替ふる事を知らべ
し故に是等の者には更に危難を免れ得るべ
し此場合と辨明せざると自了解すべし○故に未
熟の人より在りてハ憐むべき大不幸とあるべき
事疑ふべからざる場合と遭ふと雖も是等の者
ハ容易に危難を免れ得べし

第二門 游泳の装置

游泳の装置ハ卷末の圖中より示すが如き形状に
しる第一甚簡便にして良功を奏し且廉價ある
る故に之と稱譽をべきの素より論を俟たざる
所なり○懸帶ハ強き帆布或ハ所謂馬腹帶を以
て製し内より熟皮を實して裏とし此帶ハ寛闊
にして自在に肩に入れ得べきを要す○又之に
革を以て製したる幅二寸の滑走束帶を施し生
徒之に懸る時ハ之を背の上より降らし得るの
用とすべし○樓材或ハ別より設けたる横材に鐵
鉤二個と堅固に著定して其間を胸より臍まで

の距離と一致せしめ懸帶を固着せる鐵環を之
 懸けて前帶と後帶より二十高くせると要す
 ○之を乗り或は降ると容易ならしむるが為
 之を懸くる度高さに過だざると要す
 此装置を設け及び供用するが為の法と器械と
 二數種あり○今爰に記載せる者の最良ある度
 此經驗して知るべし○然れ共装置破敗せる時
 生徒の大不幸を生ずべき故に都て良材と
 撰び用ひて堅固に製造せると要す○又摺材或
 は横材に正直に打着せる蟻蝗絆に此装置を懸

くる時ハ生徒僅に振盪をれ共之り為し脱落す
 べきの恐あり故に適宜に纏線を備へたる善
 良の螺鈎を之を懸けて安全ならしむるを要す
 他邦に於て游泳術を教導せしに用ふる器械中
 の一個と次に記載すべし○此器ハ木を以て製
 造し之を突出せし肘を設け生徒其上に伏卧し
 て游泳の體度とあらしむるの具なり此肘の一
 個の軸柱上に在りて平等なる游泳の運動を由
 て旋轉し生徒も亦自然に之を従ふて旋轉す○
 此器ハ通常四人より八人までの生徒と同時

修業せしむべし。○此装置の實の妙具と云ふべし。然れ共其用は適するに然らざるに疑を容るざるを得ず。○第一此の如き器械を設くるに大なる地所を要せし。第二小の甚不幸を生し易し。第三よの務めて此不幸を防ぐが爲小許多の介者を其側しに在らしむるを要す。○之より反して懸帶しての生徒を地上より低く固定する時は恭然として之より懸らしめ得べし。○且此装置よての假令規則中より在らざると雖も損傷せずして自ら脱出せる事を得べし。

第三門 地上に設けたる懸帶中よて手足

と正しく運動せしむる法

生徒上小記せるが如く懸帶し乗りたる時の教師直し其前小到り其手を執りて新生徒の爲に甚妨害ある動揺を鎮止し其後生徒として次の如き體度保持せしむべし。○身體を直くし腰を引込入き首を仰舉して項に倚頼せしめ肘を前の方より伸ばして兩掌を合し指を集閉し脚を伸ばし足を外の方より向けて兩跟を合すべし。○此の如く伏臥せる後一二の指令よて膝を外の

方ニ開きて正しく足を務めて引き又之を伸長す
 べし。○生徒既ニ此運動を了解し徐々ニ運動し
 且、間歇せる指令にて正しく運動し得らば至る時
 へ教師之を放ちて脚の運動と齊く肘と運動せ
 しむ。又と教導をべし。○肘と伸ばせよ。生徒
 其臂節を胸側の方ニ向け手掌を下の方ニ向け
 て小指を以て水と切らべし。○生徒此の如く運
 動し手を以て全く半圓線と畫くと要す。第三
 第一教を授くる時生徒手足と齊く運動せしむ
 らが為ニ精神を奪はらば、よ由て悪癖を生ぜし

めさる。又と切し注意をべし。○脚を伸縮する時
 へ、腰も亦之と共に自然ニ運動し易きが故に之
 を鎮止せしむ。と最要の事件とす。○腰を運動
 せしむる時ハ無益ニ生徒として烈く疲勞せし
 め且、此癖ある時ハ後來游泳をう臨みて伸突
 毎ニ尻を水上ニ出せし。○且又既ニ一度悪癖
 へ慣染せし時ハ之を改正せしむ。又甚難くして此
 癖ある者ハ他人以て救はむと欲する時自水上ニ
 浮び難き拙劣の游泳者とならべし。
 又此修業中常に手と水中ニ在らしむるに注意

すべし。の要件といふ。手と以て又く連綿と游泳の運動とふ。其の甚難き事。遂に此法を固有する。至るを得ざるべし。○家より少年の眷族ある者。是等の一装置を設け置く。良とす。然る時。常々習慣し得べき。以て游泳校より到り三四回の教導を受けて。十分の游泳術を學び得る。ふ至るべし。○是の游泳をべき場所を示す。非として唯游泳の運動を習慣せしむる。が為の機会を得せしむる。支を示す。素より論を俟ずして知らべし。○此の如くする時。之より由て大なる餘

閑を生ずべくして之を他の修業に費す時。必身體をして健康強壯ならしむるに至るべし。

第四門 水中にて同様の運動せしむる法

假令生徒猶恐怖するを免れ。且所要の運動を猶十分の自得を能はすと雖も。之をして水中に於て游泳の修業を為さしむるを要す。但水中にも亦上の如き装置を懸りて修業せしむるを要す。○生徒既に運動に熟する時。教師一條の索を生徒の帯びたる游泳帯に施すべし。○索の一端を釣竿状の杖に固定し

第四 以て教師生徒

或御するの用とす。此の如くして後生徒とし
 て水中にて身體を直くし運動を復習せしめ且
 其手掌を水面下數寸の所に在らしめ五指を集
 め閉ぢて水を唇し小指にて水尻切り上を記せ
 るが如く手を伸長して半圓線を畫くしむる度
 ら常々注意するを要す。此修業しても亦手足
 と同時な運動せしむるを要し且稍頻數にして
 急迫し伸突むべし
 教師は此運動中常々其竿と手ぬ執るる故に生
 徒の漸次々輕くするを覺へ以て其游泳より由て

自水上に浮ぶと證し得べし。教師既々之を證
 し得る時の索を延長して更々修業せしめ挑聲
 及び勇氣を助け正しく指令を為し或は一二の
 數を唱へて之を鼓舞し以て游泳を嗜むの意を
 發せしむべし
 生徒の疲勞せざる其游泳不齊にして沈没すべ
 ば運動の糸を以て直し知り得べし教師之を知
 る時其索を短縮するを要す然る時此補助
 によりて游泳の運動直し復故して正くるるに至
 るべし

此修業のハ決して危難を恐るべきの害なくして
今之を辨明せざるを得ず○教師常ニ生徒を
維持せんと察すべし且假令然らざるも此の如
ク游泳修業にてハ練熟せる監長ニ就きて教導
を受くも練體修業と同様にして之が為ニ鴻益
を得れ共決して不幸ニ罹るの恐るべきべし○
此の如くして生徒を修業せしむる事數回とし
て後其年齢と長短と應じて自在ニ運動し得
べき瀕水中にて修業せしむべし
右様ニ修業せしむる時も亦決して危難ニ罹る

の恐るべきべし○瀕水の生徒の立歩し得べき
深き且少年水中ニ在る時の教師決して其側
を去らざるを要す
生徒の熟達せしむる游泳を學ぶべき時候の季末
に至るを常とすれ共此規則ニ従ふて學ぶ時の
僅少の入精にて信ぜむべからざるが如き神速の
間ニ游泳ニ熟する事を得べし
然れ共決して生徒皆齊く速ニ熟達せしむる非ず
○少年の生徒無根の恐怖を發し或ハ游泳を嗜
むの意薄き由て熟達の機會を失ひ久く學ぶ

を要せざる者ありの但長短を論ぜば都て暫時の間
間ニ游泳技ニて游泳を習熟し得べきハ疑を容
まざる所と雖も教導を受けずして獨學せざる者
ハ之を必ずべくらざるは是等の輩中游泳ハ學び
得べくらざると思ふ者多しと雖も游泳技ニてハ
古來然る者で見ざる事なしの世間ニ游泳を嗜む
之と自得するガ為ニ盡カすれ共遂ニ能わざし
て更ニ游泳技ニ入ると雖も之として熟達せし
むる事能はざるべしと思ふ者ありの然れ共予
ハ明證ありを以て此輩游泳技ニ入り數回の教

導を受けたる後又説の非なると悟りて暫時の
間ニ游泳の達人あるべき事實ニ希望するニ
堪へざる所ありの然りと雖も予ガ此説を誤解
して疎漏ニ水中ニ飛投し或ハ他の暴動ニ由て
暴虎馮河セしむるの意とする莫勿れ暴動セし
むるハ都て無益ニして游泳ニ達せしむるの法
ハ唯沈着と溫柔と小在るのみ
第五門 杙皮を具して游泳する法
生徒上の教導を受けて稍術ニ達し且暫時の間
水上ニ浮び得る時ハ既ニ游泳し得べしと雖も

遠方ニ到ラズと得ず且久ク游泳スルと得ざれば
 し然ル時ハ之を以テ枕皮と具シテ帯を装シ
 テ游泳セしめ以テ泰然トシテ容易ニ久ク游泳
 小堪也ヲ支ト教也ベシ
 教師生徒ノ長短及び輕重ニ從ふテ枕皮第五の
 多少を定め且生徒ノ熟スルに應ジテ其數を減
 シ以テ生徒を以テ識ラズ知ラズ枕皮を以テ
 自在ニ游泳シ得ルニ至ラしむベシ
 枕皮ヲ用ふるノ主旨ハ生徒を以テ安全無事な
 ラしむるニ在リ○列印尺ニテ長十寸幅六寸の

枕皮六枚を游泳帶ニ施サ時ハ最重ノ生徒容易
 ニ水面ニ浮ビ得ベシ○且又教師枕皮ノ數を減
 スルニ至ル時ハ不幸ヲラしむるヲ為ス一條
 ノ索を施シテ之を延長シ得ルヲ為シ十分ノ長
 クし以テ游泳スル者として自在ニ旋廻スル支
 と得せしむべし○譬へば教師各田ノ教導毎ニ
 枕皮一枚宛と減ザル時ハ速ニ救危索を除去シ
 テ他ノ法術を教導シ得ルに至るべし○此諸般
 ノ教導ニテハ同一ノ運動を為さしめ且同一ノ
 修業を為さしむべきハ論を俟たざる所なり

扱反と帯ひて游泳せしめ及び之と漸次上成す
る時の教師極めて注意すべしと要す○扱皮帯の
常より胸部より固定して決して滑脱して腰部より移
らざりしを要す○扱皮帯若し此の如く其所
を移す時の生徒水中より倒懸して意の如く容
易と得ざるべし○然れ共此害を預防せむの容
易より二紐と帯の両側より設け施し釣袴紐の
如く之と両肩より掛くる時に決して腰部より移る
の恐怖をうらむべし
又教師生徒とて決して其師の所を遠く離れ

しめす以て容易と之を呼び得せしむる事を注
意すべしと要す

生徒游泳校にて奇儉の遊戯をなすに不幸を招
くの根元なるが故より之を嚴禁すべしと素より
論を俟たず然れ共扱皮と帯ぶる時の甚游泳し
易れが為より動もすれば輕蔑の意を生じ遂に大
不幸より罹る支障あるが故より時々刻々教師注意
して之を防ぐを最要の支件とす

第六章 謹戒

身體を鍛練すべき修業にてハ特に謹戒を加ふ

べきの肝要をこの説き盡すべからず且須臾も
離るべからざる一大要件なるが故に今之を掲
示せざるを得ず。都て少年稍熟達するに至る
時ハ教師益々注意を加へ勸戒と重示すと殊要
とを。然も共教師の課程と熟考する時ハ少年
の游泳練體技に入りて教導を受くるハ實に家
に在りて親の側を離れざるより危険少からる
べし。是等の學校にてハ常に嚴格の規律を設
け立つるを要す。幼者を常に監守すべきが故
に此規律を十分全備せしむべし。又此術の

教師ハ活潑にして温和なる言語を以て少年と
交り先生風の諸態を避け謹むと要す。練體及
び游泳の修業ハ元來幼者の安全を第一遊興を
るが故に之を苛酷とする時ハ遂に悲憂すべき
弊を生ずるに至るべし
其他是等の如き許多の利害ありと雖も此小冊
子の能く盡すべき所は非ず。今唯此學校ハ幼
者の泰然として愉快に愜情すべき一樂場とを
るを要する事を辨明せるのみにして更に謹戒
の要旨を左に述べべし

生徒熱を帯ぶる時ハ決して衣を解クイめず或ハ水に入らうめさるを要し且特ハ先進の者輕蔑の意を生し勇氣不足し或ハ敏捷をらざる者をして暴ム己の處置し勸えいむる責を嚴シ禁ずるを要す○各個の生徒常ニ注意して教師若し己の姓名或ハ番號と呼ぶ時ハ直ニ之ハ應答して其指令ニ從ふと以て謹戒の一條とするを要す○生徒游泳と誤る時ハ之と呼び或ハ他人ニ之を傳へて救ハいむるに臨みてハ時ニ由てハ多辯冗語を費すべし瞬息の暇を得ざる事あり

り故ニ上件ニ在念するハ最大要件たり○予ハ生徒中深水ニ游泳し恐怖等の事件ニ由て游泳と誤りたる者ありし時唯予ハ聲を聞きて注意の念を起すに由てのみ忽勇氣を増し精神を奮ふて更ニ游泳し活潑ニ予ハ側ニ歸り來りたるハ屢ありし事件なり
此故ニ姓名或ハ番號と呼べ共應答せざる生徒ある時ハ通常之ニ上陸せしめ且是を罰するガ爲ニ其一日ハ此の如く愉快なる游泳の修業を禁止するを要す

今此門を終ふるに臨みて切に希望すべし各
個の游泳者極めて謹戒を守らむあり

第七門 背游

背游の全く尋常の游泳法と異なりと雖も其運
動の殆ど同様なり。今略記して少許の差異を示
すべし
生徒臑部に至るまで水に入りて静に仰臥すべ
し。全身を直く伸びて臑或は項を屈曲する
をさうべし。此の如くして頭の後部も亦全
く水に入らうめ唯顔胸及び足指のものと水上に

出すべし。手と腿側と斜に置き五指を集め閉
ぢて掌を稍上の方とすべし。手と引き縮めて
臑を屈曲せしめ置くべし。此の如くして後頰
速に手と移して斜に下の方と衝突し衝突毎に
手掌を水で罷し以て身體を浮せしむべし
肘で運動せしむる時の脚も亦同様運動せし
め以て同時に其作用を致さしむる要す。脚
も亦足と外の方とて衝突すべし然れ共之と
引く時の膝を外の方と張り出し両跟と集合し
て之を尻と觸れしむる最要とす其故の游泳

者若し他の法を以て脚を引き縮むる時、**兩膝**
 水上より出で且、衝突毎に水で顔に灌ぐの患害あり
 るべしと以てあり。○水で顔に灌ぐの不快より
 て惡むべきの論なく更之を爲す甚疲勞して
 妨碍とをらべし。○背游よても腰を好く伸とし
 且、首を仰臥せしむると要す第六
 此の如くして修業する事暫時よりして生徒忽手
 と用ひずして游泳し得べきを覺むべし然る
 時、肘と胸上と交叉して修業せしめ且、手と兩
 側より翼張りて水の抵抗を増し以て游泳し易く

らむべし

背游を教導するにも亦教師尋常の游泳と同様の
 の装置を供用し得べし然れ共此時に至りてハ
 生徒既に熟習せらるると以て第二の帯を設けずし
 て好く脚を運動せしめ且、水上より浮び得べきが
 故に唯一個の帯を高く臂下より設け施すべし
 机皮も亦此教導に供用し得べし。○然れ共之を
 供用する時ハ机皮胸上より在るが故に生徒自在
 にと轉伏する甚難く且、不齊の運動をなす時ハ
 其首水中より没入り易し是を以て教師若し生徒

と維持せざる時、其側と去らず所要に應じ之
を助けて其體度と變ぜしむべし、其意を注意する
と要す。○若し之を等閑とする時、習熟の游泳
者と雖も危難に遭ふ虞あるべし、故に之を注
意するに教師の謹戒要務中の更に要ある事件
とすべし。○又不意に此危難起りし時、教師假
令、索或へ竿て手執りたり時、雖も決して之
を以て救ふの意を起さず、神速に生徒を勸戒し
て其驚愕するに防ぎ、唯驚愕するの事ありべし大速
に水中に飛投して之を助け、且正き體度とから

しむべし
此故に教師に常に水に入らば適當せる衣服を
着するを要す。○教師若し生徒の游泳を誤りた
るを見し時、袖珍時儀を損し或は衣服を濕す
を恐る、之を為し躊躇せざるを要す、其故に不幸
の生ずるに甚速にして僅に遅延する時、既に
救ふ可らざる虞あり。○故に教師生徒と
教導する時、常に游泳の衣服を着して水に入
り陸に居るに、毫も故障なきを要す

第八門 歩游

生徒既上上件の修業を歴過せる時、稍之を
 て隨意に游泳せしむるに足るべし。然る時、
 歩游と學べしむるを要す。此游泳の教師既上
 進達せる生徒を訓導して、試し自修せしむる時
 の通常、自其術を得るに至るべし。之を訓導す
 るの法、次の記す如し。

試し此術を自修するに、水上に浮びて、
腹背 唯其脚を静止せしむるのみ、由て足と沈
 降せしめ、以て殆ど水中に直立するに至るべし。
 是に於て、手を用ひずして歩游するを、試むべ

し。○兩跟と集合し、脚を正しく上より引き、
 伸突すべし。○身體の稍前より傾くを要す。○手は
 兩側より出し、或は己の前より水上に置き、之を曲
 げて、管節を胸に壓着すべし。第七圖

倉卒に察する時、此游泳の最初の試修にて、既
 し其術を得べきが如し。雖決して然らずして、
 暫時の間、水上に浮び得るに至らば、之を久く修
 業せらるるを要す。之を要す。然るに、之を固執す
 る時、其速し其志を果すに至るべし。

第九門 静浮

静浮ハ教師僅ハ教導する時ハ生徒其體度より由
て自然ノ術と得べき修業あり。此修業ハ既ニ
練磨ノ功と積みて良巧ノ游泳者とたりたる生
徒規則ニ従ふて泰然と暢情し得べき別課中の
一個なり

游泳より静浮ニ移り變ずるより容易ニ伏臥よ
り仰臥ニ轉覆し及び仰臥より伏臥ニ轉覆し得
べきと要す。譬へば腹游せる者左轉して仰臥
せむと欲する時ハ左ノ手足と静止するを要す

然る時ハ左側直ニ水中ニ降るべし次ニ右肩と
僅ニ運動せしめて全く轉覆すべし。右轉すべ
き時ハ右の手足と沈ましめ左肩と運動せしめ
て反對の轉覆をかすべし

仰臥せし者静浮すべき時ハ次の如く試修すべ
し。○身體と直く伸とし後頭と水中ニ入る腰を
窪くし脚と伸として足と外ニし手と兩側ニ接
し手掌と水ニ伏せしめ第八以て静浮し易から
しむべし。○吸氣と貯保する時ハ浮び易しと雖
も久く堪むるを得ず之ガ爲ニ大ニ疲勞を生ず

べきが故に此の如くするを要せず唯尋常法の如く運動を學ぶと良とす。手と左右に運動せしめ且之を以て水で雁す時の大に水上に浮ぶの扶助とかるべし。然れ共予が説を以て論ずる時へ諸部を毫も運動せしめず静に身體を水面に馮臥せしめ得るに至り始めて能く静浮すと稱し得べし。此術に達するにも亦勉勵固執と最要とすべし。論を俟たざる所なり。

第十門 潜泳

首と水面上に出して游泳するが如く首と水中

に沈没せしめて游泳するも亦能くかし得べきの世人に知れる所にして之を潜泳と名く。潜泳する時の呼吸するが爲に時々水上に浮ぶを要するの素より論を俟たざる所なり。夫れ人と物とを論ぜず水に落つる時の沈没するを通常とす既に沈没せる時の之を救むと欲すと雖も唯泗游の術の之を得て潜泳し得ざる者の決して其志を果す莫能はざるべし。之を慮る時に此術を得るの世に鴻益あり莫直に瞭然たるべし。且又既に潜泳を能くする者の更に泗

遊を能くすれ共、泗水と能くする者の必、潜水と能くすべきに非ざるに疑を容れざる所あり。教師中、生徒に游泳を教導するに、潜水と以て始めしむるを要するの説を唱ふる者あり。共予が説に之を異なき。此の如く教導する時に、同時水底知り其抵抗を知り且、游泳に要すべき奮勵を知らざる為の煩勞あるべし。故に是等の事件を最初に知らしむる時に、修業容易にして危険な罹るの恐怖をうくるべし。容易く水中に入るが為、首を前傾け背を曲

げ且沈降する時、手足を以て僅に衝突し以て首と前を出して、首を斜下の方に沈むべし。次に手足を以て前記せる游泳の運動をなすべし。水は常に物と浮ぶるの性あり。故に未熟な潜水者の常に其欲する所より上り浮び易し。之を防ぐに、手と旋廻するに尋常法より稍異をらしめ、掌を上に向け手と僅に後方に衝突する時に、之を由て其首沈降するが故に全體も亦之に従ふて沈降をべし。

潛泳ノ公共の勸戒二條あり第一先吸氣を十分
小引くを要す之由甚潛泳ノ易く且久く之
を堪へ得べし第二先其方向と定めて決して之
を變ぜざるを要す

潛泳も亦他の修業の如く初の間ハ屢誤る支め
るべし○然れ共之と恐怖するが爲小決して其
業を廢せざるを要す○極りて未熟なる生徒と
雖も此書小従ふて固執勉勵する時ハ速小勉強
小敵を死を悟る小至るべし
上小記載せる法小従ふて既ハ熟達せる時ハ警

へバ手と供用せしめて潛泳する等の如き他の
術と危害をくして試修し得べし○然る時ハ手
と顔の前より或ハ扁平ニ相集めて頭上より固接
一指頭と前より出して水と切ら小便をららびべ
し○此潛泳ノハ常ニ注意して舉動を烈くし以
て首と足より下より降らしめて身體を斜すべ
し此の如くして脚と上の方より速く伸突する時
と呼吸を堪へ忍ぶべき間ハ水中よりあつて容易
をるべし○水面より浮むと欲する時ハ脚を静
止し唯手のみと以て尋常法の如く游泳するを

數回入至る時ハ自然ニ直立して甚速ニ浮び得
へし
常ニ注意して水中に到りても亦最初十分ニ貯
保せし吸氣と徐々ニして且少許宛漏泄せしむ
る以要す

第十一門 飛投

游泳術として鴻益ありめむと欲する時ハ游
泳者諸般の法方と以て水ニ入るに熟達するを
要す故ニ飛投も亦之が爲ニ缺くべからざるの
一法なり○然も共此法ハ學ぶニハ許多の謹戒

を要するが故ニ次ニ之を揭示すべし

第一ニ公共の勸戒とすべしハ飛投ハ熟達ノ游
泳者ニ非れば決して企望せざると要するコ在
り第二ニハ深水中ニ非れを決して飛投せざら
ざるを要す若し然らずして飛投者の足水底ニ達す
る時ハ動もすれば不幸ニ罹る莫あらべし○究
竟之を要するに水の深淺と立地の高低とニ應
當の尺度ありべし○故ニ決して不明の水中ハ
飛投せざらざるを要す若し暴ニ不明の水中ハ飛投
する時ハ暗抗等の如き游泳者の眼ニ觸れざら

害物ありて不思議の不幸に罹る事あるへし
既に此謹戒を服膺するに慣習する時ハ飛投を
學ぶハ熟達せる游泳者の缺くべからざる要件
を云べし

飛投すべし體度及び運動の次に記するが如し
○先飛架上に立ち飛投の意を發せずして両跟
を集めて脛着し兩肘を腹上に交叉して手と兩
脚の間に入れ且首を前より低れて頤を胸に觸れ
しむべし第九○然る後飛投して速く水と切ら
ざる爲に足指を下の方より脛すべし○飛投の前より

吸氣を十分に貯保して水中に入りたる後忽呼
吸を要するの患をうらむべし○又水中にて
速く吸氣を漏泄せしめて久く浮かざる爲に且
水底に在りて呼吸を要せざるが爲に徐々之
を漏泄すべき事と注意するに要す○既に久く
水底にあり或ハ既に呼吸を堪へ忍び得ざるべ
きと覺ゆる時ハ潛泳の條に記せると同様とし
て水面に浮ぶべし
又其首既に水上に出でし時ハ兩手と以てせず
唯一手と以て眼前の頭髮を拭ひ拂ふ其ハ慣習

すべし。○既ニ兩手で以て頭髮と拂ふの癖と
 りた。時ハ之と改めしむ事難うべし。○他
 の一手ハ水上ニ在るガ為ニ用ひ又ハ水中の物
 と取り或ハ修業の為ニ携へたる物品を握取す
 るガ為ニ用ふる必要とす
 游泳投してハ飛投と學ぶ上決して危害ある事
 をし。○始最低の飛架を用ひりめて漸次ニ高く
 する時ハ少年速ニ熟達して遂ニ頗高き所より
 飛投し得る小至るべし然れ共決して教師の許
 容せるより高きニ過ざるを要す

爰ニ記載せらるより他の法を以て飛投するを嚴
 禁し且決して兩脇或ハ上ニ記載せるより他
 の身體中の部分と以て水ニ投せざるを要す。○
 此勸戒ハ飛架の高を増すに應じて益服膺する
 と最要とす
 然も共人と救ひ或ハ他物と取るに臨みてハ他
 法を以て飛投せざるを得ざる事あるべし。○然
 る時ハ水ニ投すべき部分と常ニ兩肘にて蔽ひ
 以て身體の損傷するを防ぐべし
 是等の場合ニ於てハ其物品ニ密接し或ハ其上

と向ふて飛投せざるを注意すべし。烈く水中に飛投する時、水其周圍に騰揚し、不慮に漂物上より水で灌ぎて之を沈没せしめ、之が爲に無量の艱苦を重ぬ危険を増進すべきを熟考すべし。故に稍其物と離れて飛投するを要す。此の如くする時、更に溺者直に救者を把握し得ざるの益ありべし。其故に甲若し直に乙を把握する時、甲の爲に慮も益なくして、唯乙の操作を全く妨碍するのこころを以て、屢、二人の大不幸とあるをばかり。故に溺者を救ふよハ

其後方或は水底より近接し、項或は腋下を把握し、務めて溺者の身體を水中に深く入れ、唯其口のみを水上に出さしめ、殆ど直立の姿とありて堤の方へ游泳すべし。

此事件の飛投の關係あるを以て、爰に記載せり。然る共今爰に説き盡すべからざるを以て、後更に門を分ちて之を詳説すべし。

第十二門 急流河中の游泳

急流の水中にて游泳するに、既に游泳の諸法を熟知し、且時宜し由ての旋廻せざるを得ざる

事のうとて以て特上此法の習熟するを要す
 旋廻の法の既上上載示せり。今爰其不足
 を補ふ。其次の如し。右の旋廻せむと欲する時
 の両手を以て唯左の方のみ打ち且其旋廻と速
 するが爲る手掌と左側上に向けて水の抵抗を
 増さしむべし。又之と同時に両足を稍不齊に
 伸突する時へ更上旋廻と容易ならしむべし。
 此の如くして務めて速く旋廻するに流水中に
 て至要の事件あり。左の旋廻するに之を反
 して運動すべきの言を俟たずして知るべし

流上逆ふて游泳するに水に抵抗すべき體面
 を務めて減少せしめ且胸を以てせずして務め
 る脇を以て游進するを要す。又流水の力を世人
 の知るところなく中流に於て最強きが故に務め
 て水濱に沿ふて游泳すべし。
 流上従ふて游泳するに背を流水に向けて抵
 抗し面を大からしめ以て身體を進行し易から
 しむべし。然る時へ務めて水濱に沿ふに至要の
 事件は非ず。
 游泳して河を越ゆるに最要の事件として先其

幅を適宜に日算し且其力と枝柄能く對岸に達
すふに堪へ得べしとや否やを熟察すると要す○
又流水の常に游泳者と下流に驅移するが故に
一定所に到着せむと欲する時の豫之を算定し
て斜に上流に向ふて游泳するを要す
急流の水中より游泳するふに此外に前記載
せる諸般の運動を適用するを要す○唯流に逆
ふりて游泳する時の之稍力を加へて運動するを
要す

第十三門 救溺

熟達れ游泳者其枝柄を顯し且人命を救ふに愉
快を極むるが爲の機會を得るに屢ある事件を
り
然を共將に沈溺せむとすると又と擔ひ暫時の間
游進して之を堤上にお致すに實に容易の事業に
非ざりて唯水面に浮ぶ夏のとを能くする者の
盡く爲し得べき事件をらざり○且又溺者と水中
に求め或は之を水底より引き擧ぐるを要する
事あり○故に溺者を救ふんと欲する者の當ふ
泗游に熟するのをあらざり更なる潛泳に達するを

要すべきの疑を容ざる所なり
人と救ふの運動の游泳校ふて教導するが如く
背游し歩游とを合併し僅し其法と異し一
手兩足と以てすと要し其體度の稍屈曲す
るは要す。都ての運動の背游し類すれ共特
歩游し類すと要す。兩足の同時を用ひずし
て番替の運動せしむるを要す
始めて此法を修業するには先、一肘と胸上と置
れ其内と救ふべし把持他肘と以て游泳すと
要す。其後、至りては駕靈を供用して學ばし

め且漸次之に他物を施して重からしむると
要す。教師距離以度りて此駕靈を水中に投ず
る時、生徒静に其後方より之に近接し兩手と
以て之と把握し身體を懸著し直立の姿となり
て之と共に後の方へ游泳して堤小到るを要す
。此運動の前の方に亦能く爲し得べき論
と俟たざる所なり然れ共後の方へ游泳するは
容易く且錯悞なきを以て予は此法を良とす
生徒既に駕靈を以て熟習せる時、他の生徒或
は游泳校の有司を以て之を試修せしむべし然

る時ハ教師兩人ノ索ト施シテ危害ト預防スル
ト要スノ又初ハ裸體ニテ修業シ後ニ至リテハ
衣服ト著シテ修業シ遂ニハ溺人ノ代トスル者
生徒ノ運動ニ抵抗シテ其修業ト妨碍シ以テ鍛
練琢磨ノ功ト積マシムベシ

第十四門 附考及び勸戒

此書トシテ務めて簡畧をラシメタル故ニ往々
附考及び勸戒ト加ふべきの條あり今其要ヲ
示者ト爰ニ集メ記すべシ
游泳校ニハ規律正ク行ハレ生徒能ク之ト導奉

すルト要スルノ生徒ハ極めて承順ナルト要ス
監長ハ生徒ト和睦セシメ互ニ禮讓ヲラシムル
事ト務むルト要ス

教師ノ示令ニ速ニ從ヒザル生徒ある時ハ彼此
と論ゼス其一日の間家ニ歸ラシムベシ
生徒ハ皆游泳校ニ出入スルガ爲ニ入校券ト携
ふルト要ス

游泳校ニテハ各個ノ生徒ニ番號ト確定シテ其
者ニ屬セシ游泳帶及び其他ノ物品ニ皆其番號
ト記スルト要ス

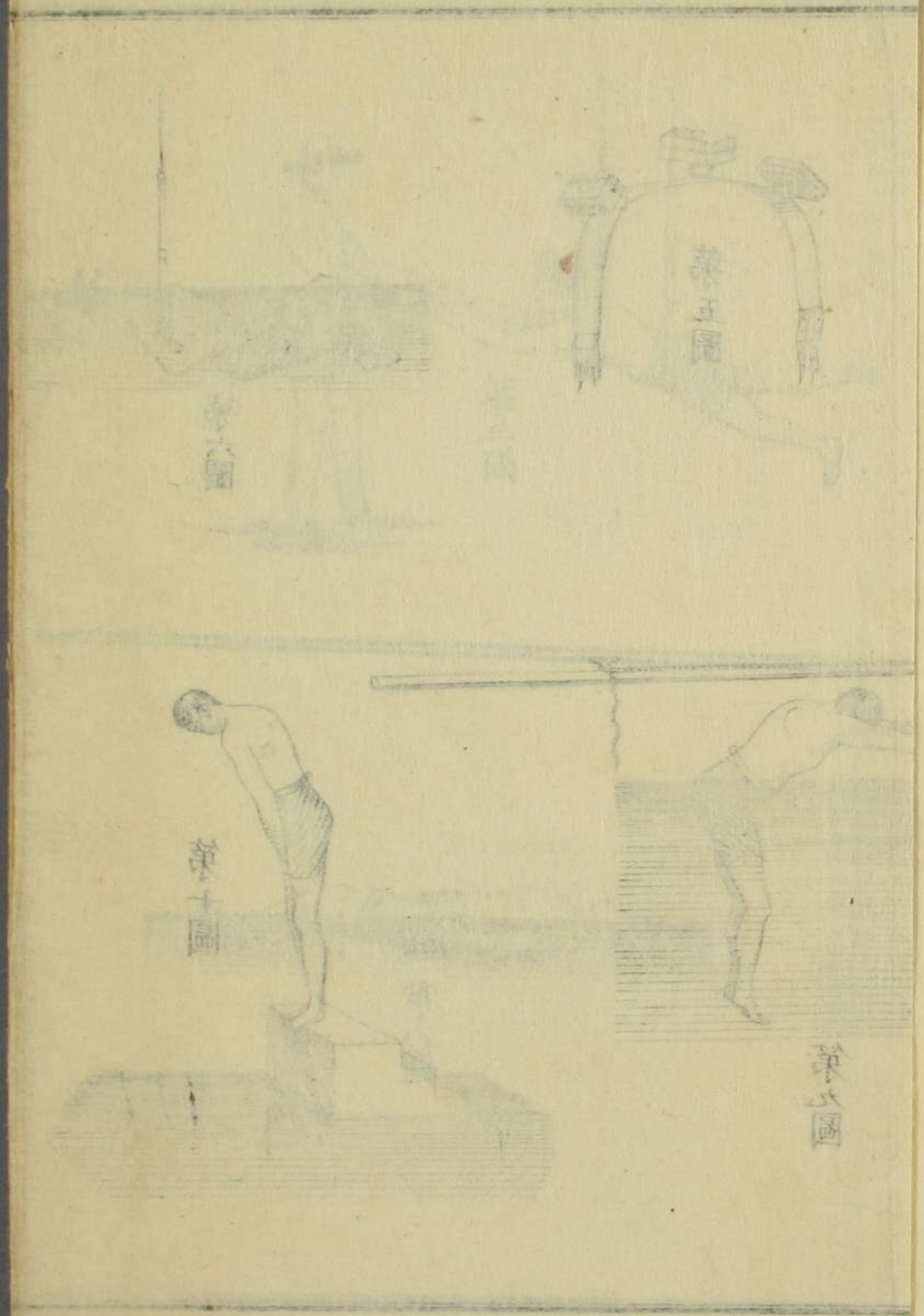
起熱し或ハ發汗セラ者ハ決して水ヲ入ラサ
 要此の修業を始むるの刻限ハ當日の晴雨ニ
 關係すべし。○晴日ニハ朝夕の修業最良トす
 病ニ罹ラ者ハ輕微の症ト雖モ游泳或ハ浴水ト
 禁ずるを要す但醫師の處劑帖ニ之を要スル
 時ハ格別ナリ
 起熱セズ且發汗セズ者ハ迅速ニ水ヲ入りテ
 速ニ頭上ニ至ラマデ潤スヲ要ス今頭上ニ至
 ンデと記セラハ血液の上衝ヲ防グガ爲の要件
 一して之と怠ラ時ハ上衝ニ罹ラの患有ラベシ

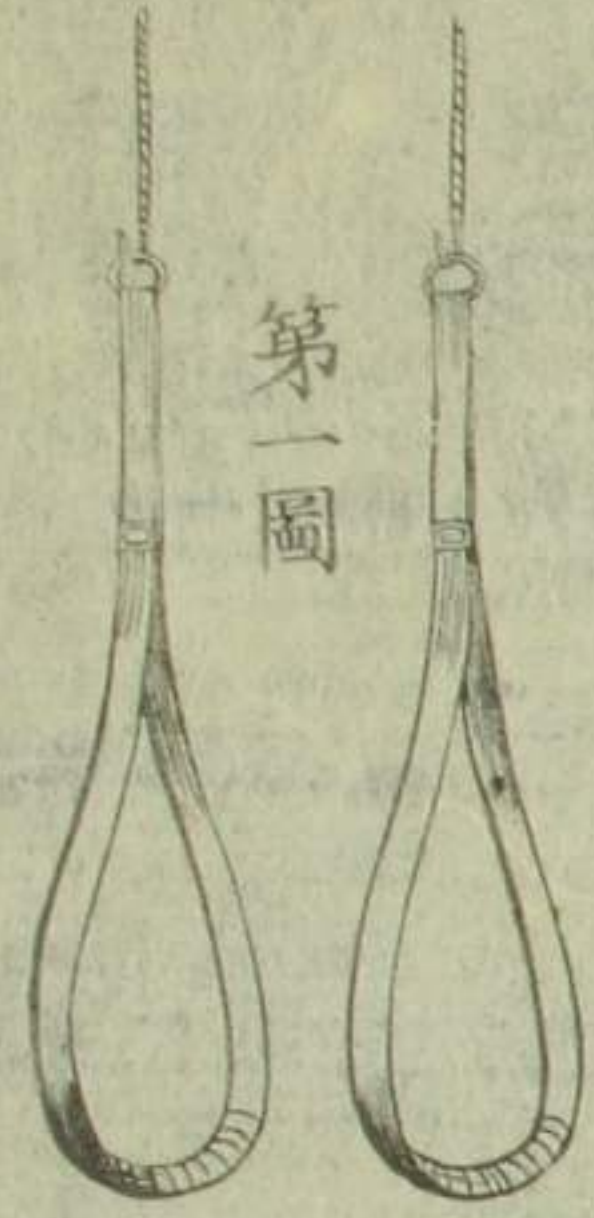
水中ニある時ハ常小運動を止めずして游泳を
 修業し且頭と水中ニ没入して潤すを要す若し
 日光の下ニ游泳スル時ハ特ニ頭を潤すを要件
 とす
 水中ニ在ラべき時刻の長短ハ身體の強弱と水
 此寒暖とニ關係すべし。○游泳ニ熟して身體強
 壯者ハ半時の間或ハ尚久ク水中ニ在ラ夏
 冬得べし。○然レ共既ハ興盡キ或ハ皮膚粟立ス
 時ハ速ニ上陸スルと公共の規則とす。○上陸
 セラ後ハ身體を運動セラめ或ハ散歩スルと良

とす

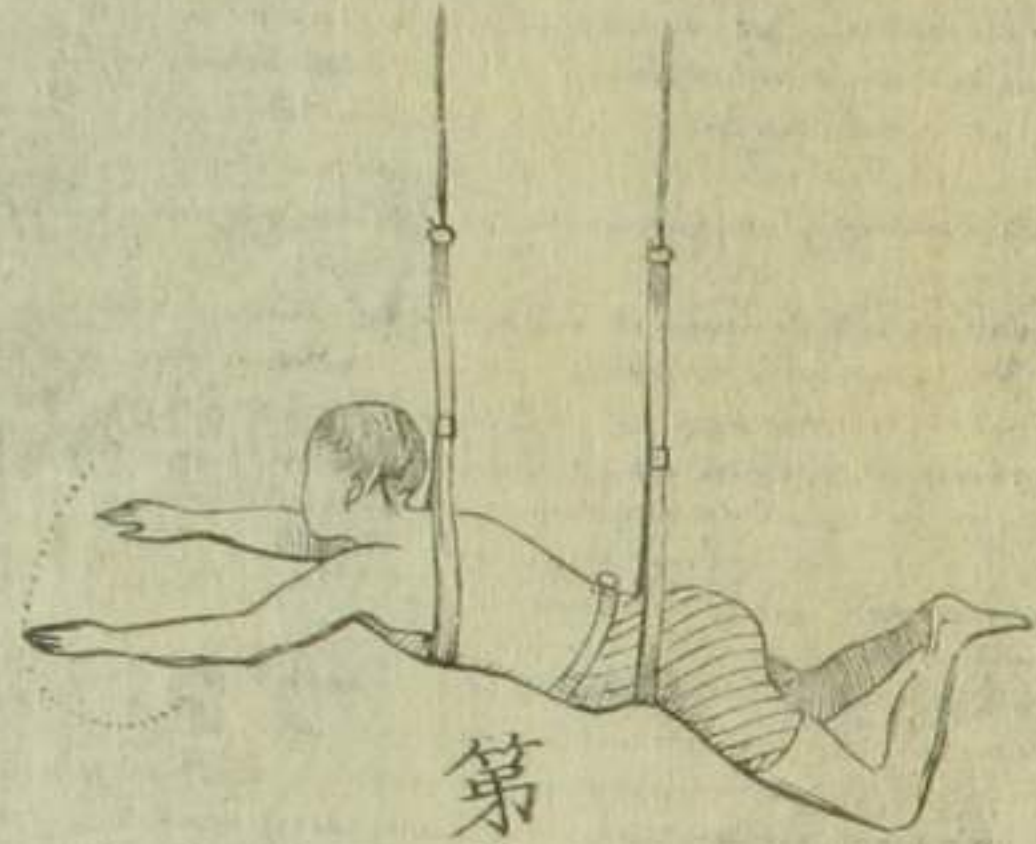
食後より決して直小游泳せざるを要す
 希く此書と讀む者游泳校と游泳術との緊略
 を想像し且四方の生徒方今設け建つる所の校
 より入りて予が教導の任と果さしむる者多から
 ば事を

游泳小學終

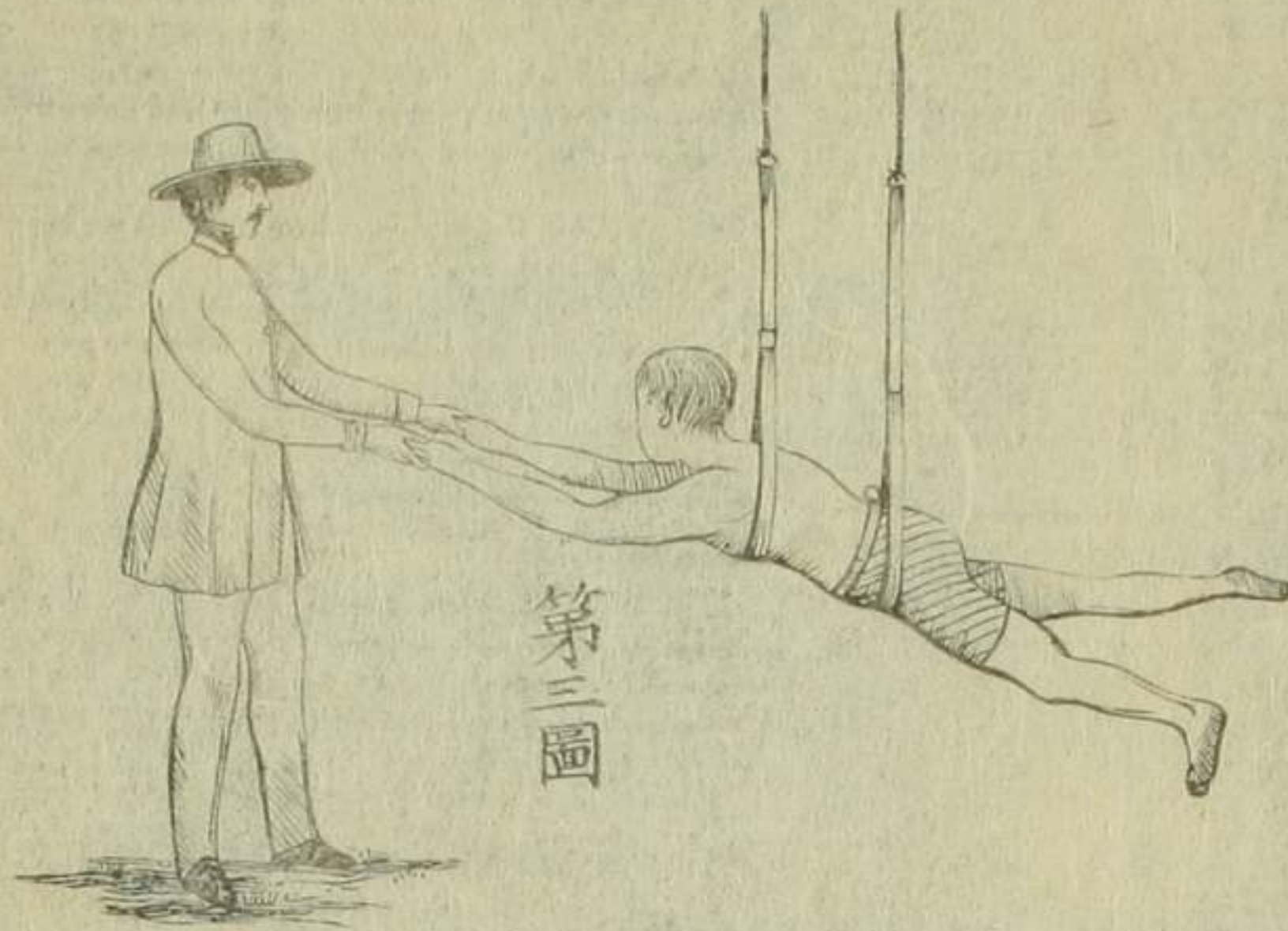




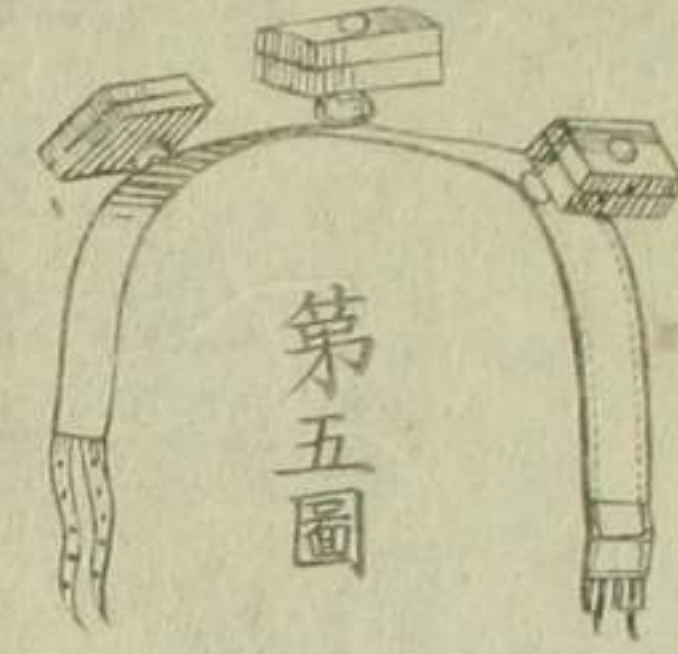
第一圖



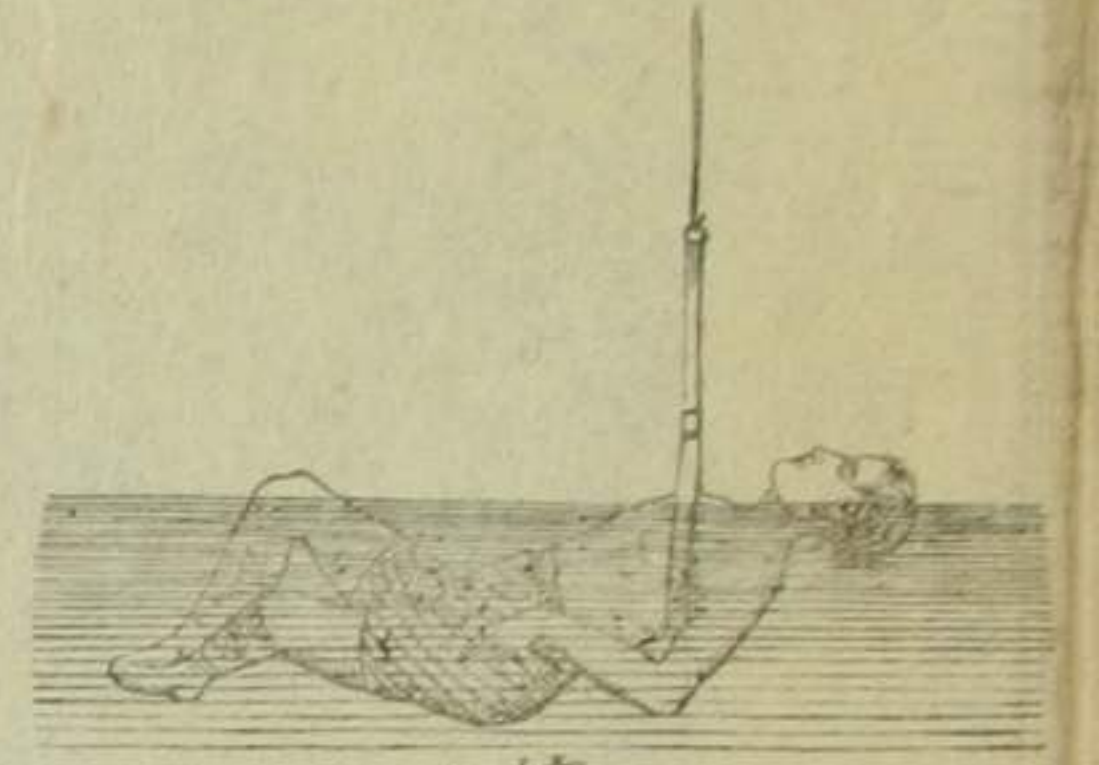
第二圖



第三圖



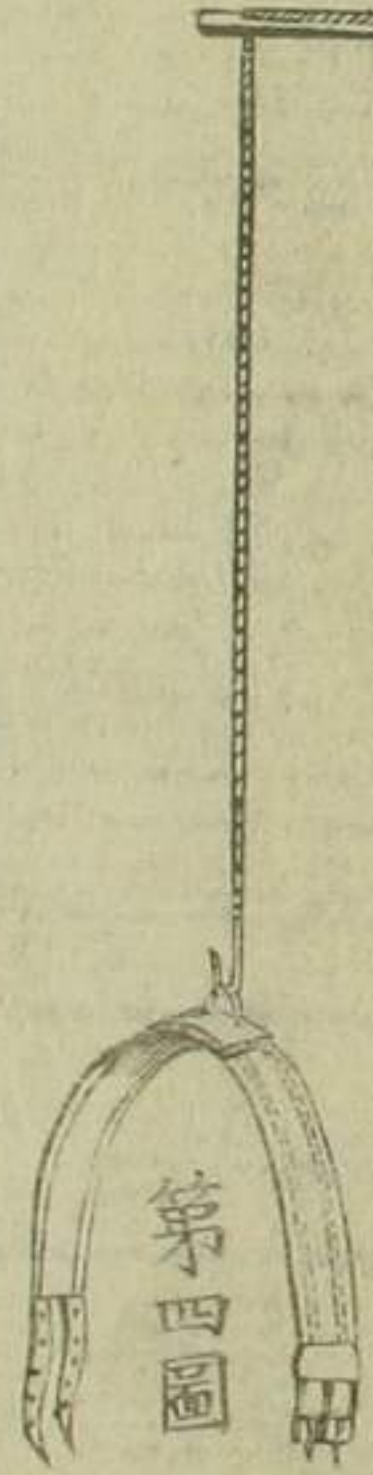
第五圖



第六圖



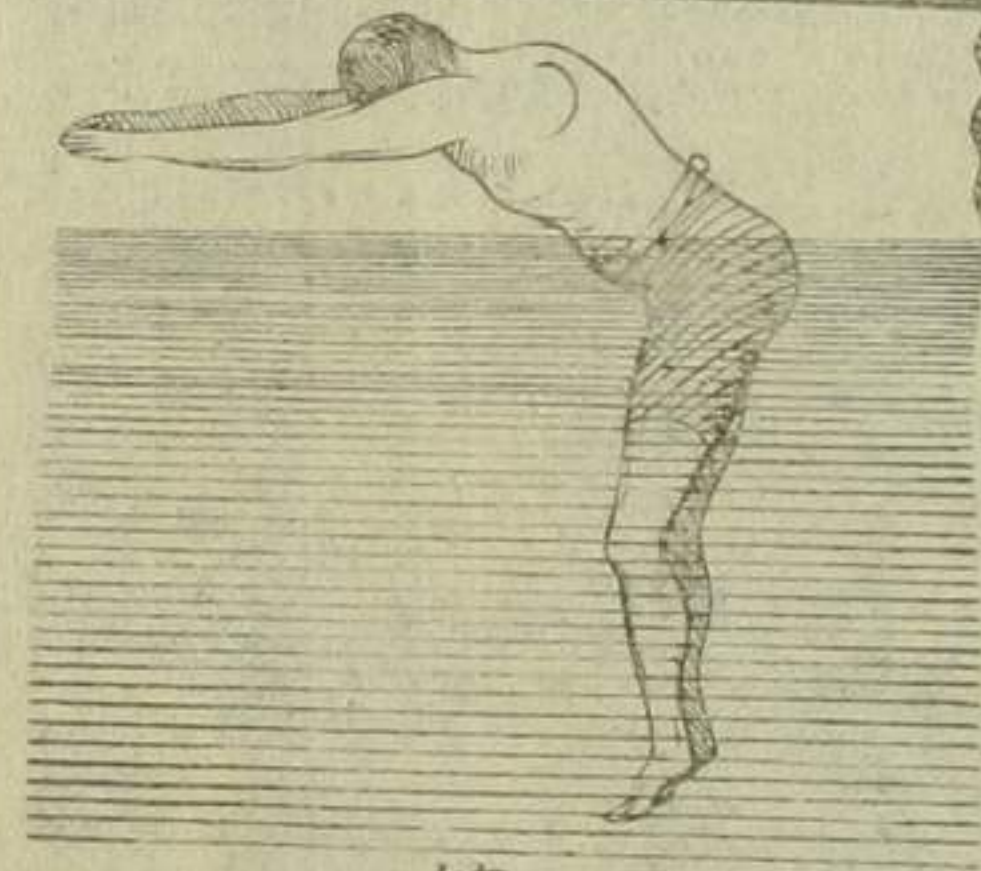
第七圖



第四圖



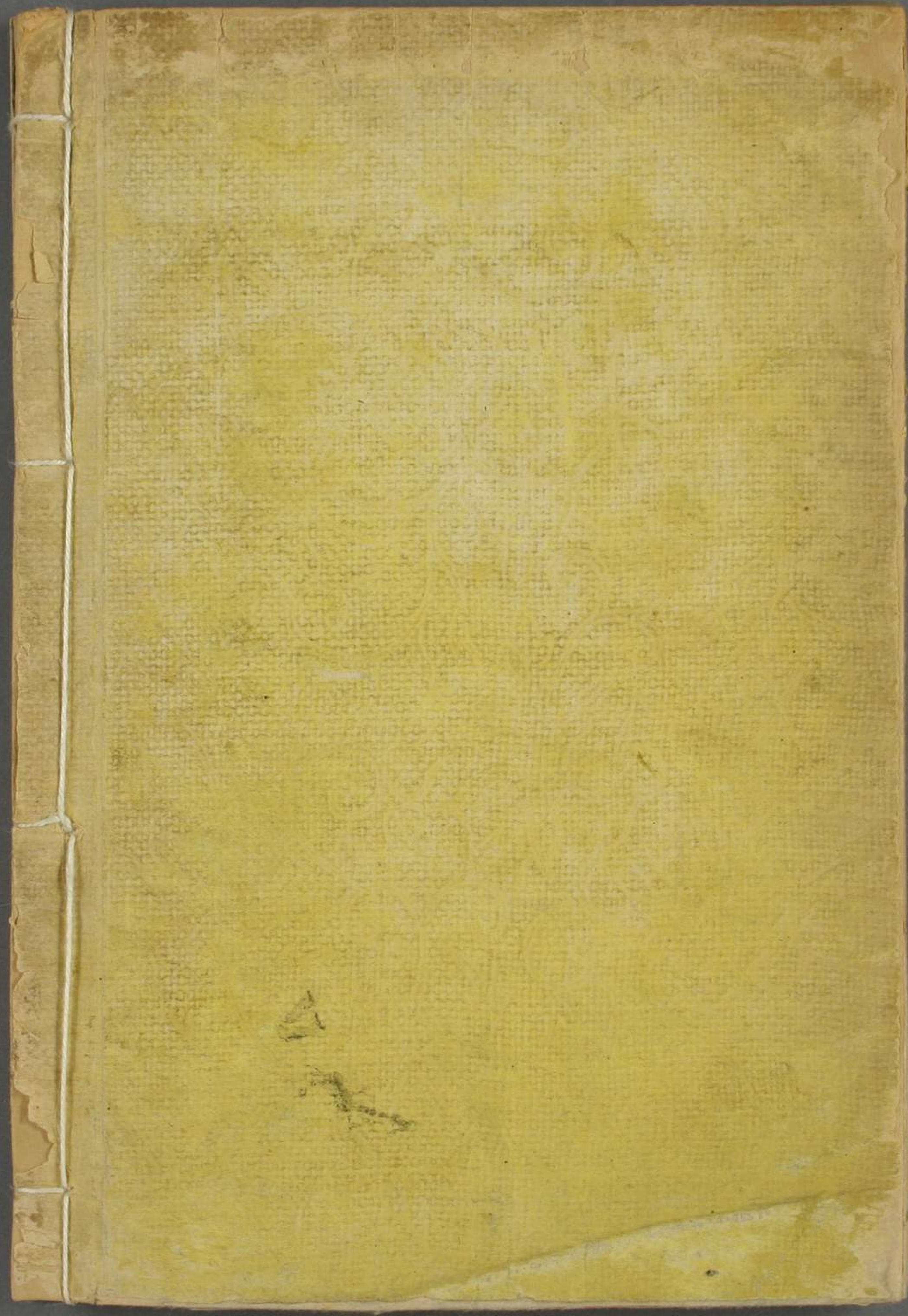
第八圖



第九圖



第十圖



紀元一千八百五十四年
鹿特提游泳練體校監長兼教師梅發多著述

游泳小學

明治四年辛未孟春刻

陸軍兵學子寮

